

規制改革推進会議  
スタートアップ・イノベーションワーキング・グループ

2022年11月11日(金)

## 弁護士法第72条と 契約書自動レビューの規制デザイン — 研究からの示唆

弁護士 渡部友一郎  
Yuichiro WATANABE

\* 所属組織又は団体の見解を代表しない 個人の見解です。  
\* 渡部友一郎=角田龍哉=玉虫香里「弁護士法第 72条とリーガルテックの規制デザイン(上/下)」(中央経済社・ビジネス法務 23年2/3月号掲載予定)の実務家個人の研究の一部に基づきます。

# 1. 研究領域

# 研究領域

法とテクノロジーの「隙間」

## 1. 研究領域・関心

法とテクノロジーの「隙間」: ①ルール形成及び②「攻めの法務」に必要な臨床法務技術(リーガルリスクマネジメント)を研究(詳細は[researchmap.jp](http://researchmap.jp))

## 2. リーガルテックの規制デザイン

- 1) **講演**: 東京大学 先端ビジネスロー国際卓越大学院 プログラム 登壇(資料)
- 2) **連載**: 渡部「基礎からわかるリーガルテック(1~)」月刊登記情報62巻3号~
- 3) **本発表**: 渡部=角田=玉虫「弁護士法第72条とリーガルテックの規制デザイン(上/下)」(ビジネス法務23年2/3月号予定)に基づく

## 3. 私自身の中長期ミッション

日本の法務担当者が「攻めの法務」に必要な臨床技術(リーガルリスクマネジメント)の実装を通じて、国際競争力(\*)の源泉となる環境を整備。

(\*) [国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書](#) 参照

## 2. 要旨(研究の示唆)

## 研究の示唆(結論の頭出し)

法務省による文書公表の先例。複数の規制改革オプションを比較した場合、必要性・相当性がある。

## <研究の示唆>

法務省が、契約書自動レビューに関して、弁護士法第72条の要件との関係を整理し、文書として公表するオプションあり。

## <先例>

○ 2015年10月27日、当時の規制改革会議(投資促進等ワーキンググループ)は「企業間の法律事務と弁護士法第72条の関係性」について議論 → 規制改革実施計画(2016年6月2日閣議決定)

○ 法務省大臣官房司法法制部は、2016年6月、「親子会社間の法律事務の取扱と弁護士法第72条」と題する文書をご公表済

### 3. 問題の所在

# 現行法の概説

## 弁護士法第72条本文の要件・効果

弁護士法第72条本文の要件		
1	弁護士...でない者が	✓
2	報酬を得る目的で	✓
3	訴訟事件、非訟事件及び審査請求..等行政庁に対する不服申立事件 <u>その他一般の法律事件に関して</u>	?
4	<b>鑑定</b> (*)、代理、仲裁若しくは和解 <u>その他の法律事務</u> を取り扱い...をすることを(*)法律上の専門知識に基づいて「法律事件に関して」法律的理解を述べる こと	?
5	業とすること	✓
6	他人性 = 自己の法律事務に該当しないこと	(?)
違反の効果		
2年以下の懲役 or 300万円以下の罰金(第77条第3号)両罰規定(第78条第2項)		
弁護士法第72条違反の依頼をした者は、弁護士法が依頼者の処罰の明文規定を欠くため、教唆犯として処罰されないと解されている <small>最判昭43年12月24日刑集22巻13号1625頁参照</small>		

## 議論の状況 (1/2)

実務家から理論構成が提起されているが、裁判例もなく、通説的な見解には至っていない

実務家による理論構成の紹介		
前記要件4	<p>要旨: <b>鑑定に該当しない</b></p> <p>理由: 「契約条項のチェックリスト突合作業は、あくまでも『自然言語処理』に基づき実施されるに過ぎず、法律要件該当性などの法的観点からの検討は一切されておらず、法律上の専門知識をもとにするものではない」</p>	文献1
前記要件4	<p>要旨: <b>鑑定に該当しない</b></p> <p>理由: 「提供されるサービス、業務『そのもの』で法律関係が変動したり、権利義務について保全・明確化がされることが要件となり. 契約書等の書類の作成だけでは、直ちに法律関係が変動するものではありません」「権利義務の保全や明確化も..署名が行われない限り、その効果が生じるものではありません」</p>	文献2
前記要件6	<p>要旨: <b>他人性の要件に該当しない</b></p> <p>理由: 「リーガルテックは、あくまで利用者自身が法律事務を取り扱うことを補助するにすぎず、法律事務の取扱者はサービスの利用者自身である、ということであれば..非弁該当性が問題になることはありません」</p>	文献2

文献1: 松尾剛行「弁護士法2条とAIを利用した契約業務支援サービス」(商事法務ポータル, 2022年)  
文献2: 深澤諭史『弁護士のための非弁対策&A』(第一法規、改訂版, 2020年)190-203頁

## 議論の状況 (2/2)

法務省のグレーゾーン解消制度の  
回答にもホワイトな部分の明記有

2022年10月14日法務省回答(*)	
例1	弁護士が業務として法律事務を行うに当たって補助的に利用する場合
例2	比較して異なる部分が(字句の意味内容と無関係に)強調して表示され、また、利用者が自ら入力した内容が(意味内容と無関係に)機械的に表示される場合

(\*)[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00134.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00134.html) (法務省ウェブサイト)  
産業競争力強化法第7条2項の規定に基づく回答についての項目をご覧ください

## 4. 改革の必要性/相当性(考察)

## 必要性/相当性(1/5)

法務省グレーゾーン解消制度回答

新聞報道の例		
日本経済新聞 (2022年10月 14日)	AI契約審査、政府が再び「違法の可能性」見解	<a href="#">リンク</a>
朝日新聞 (2022年10月 15日)	AIの契約書審査、非弁活動の可能性 弁護士の利用以外 法務省	<a href="#">リンク</a>
読賣新聞 (2022年8月10 日)	AIでの契約書審査サービスは違法？合法？...既に浸透、国の見解が波紋呼ぶ	<a href="#">リンク</a>

## 必要性/相当性(2/5)

### 法務省グレーゾーン解消制度回答

#### <2022年10月14日法務省回答>

法務省は、契約書自動レビューに関する16類型について、回答を公表した。

#### <私見>

- 目を皿にして検討すると、行間に苦渋が滲み、「ホワイト」な部分については、適切に記述している
- 弁護士法の回答は「論理一貫」している

弁護士法

NISA口座申請代行サービス(平成27年3月31日)、離婚協議書サービス(令和3年1月21日回答)、弁護士紹介サービス(令和年2月12日回答)、AI契約書審査サービス令和4年6月6日回答)、兄弟会社向け知財侵害警告書分析サービス(令和年6月24日)、法曹無資格者契約審査サービス(令和年7月8日回答)、委託契約チェックサービス(令和年10月14日)、AI契約レビューサービス(令和4年10月14日)

## 必要性/相当性(3/5)

**52.4%**

2015年 vs. 2020年  
法務担当者の人員増加のない企業

## 必要性/相当性(4/5)

49.4%

(第1位)

法務部門の今後の課題として  
法務業務の効率化・IT化を挙げた企業

## 必要性/相当性(5/5)

### 国のガイドライン(文書)の重要性

- グレーゾーン解消制度の回答は、照会された個々の事案のみを対象とするが、一定の重みは否定できない。新聞報道と相まって企業法務の現場の不安は否定できない。
- 法解釈の安定性(予見可能性)の見地から**ガイドライン(文書)**が現状を改善しうる。
- 法務省による文書の公表は、分散して掲載されている回答を集積することにより、実現可能であると思われる。
- 現在の議論の高まりに鑑みれば、「民間のガイドライン」と「国のガイドライン」の選択肢を比較すると、「国のガイドライン」の整備が望ましい状況にある。
- 企業法務の現場目線としても、1つの文書により簡易に確認できることが重要である。

**ご静聴、誠にありがとうございました。**

研究に関するお問い合わせがあればこちらまでお知らせください。

# Appendix

# 皆様の調査の起点となる文献(順不同・敬称略・頁記載略)

リーガルテックに関して、①日本弁護士連合会調査室編『条解弁護士法』(弘文堂、第5版、2019年)、②高中正彦『弁護士法概説』(三省堂、第版、2020年)、③柴垣明彦「隣接士業の業法改正から見える問題ODR・AIを利用した新しい業態と弁護士法2条の関係」自由と正義1巻8号、④松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワークローレビュー48巻(2019年)、⑤深澤諭史『弁護士のための非弁対策Q&A』(第一法規、改訂版、2020年)、⑥石田京子「AIは弁護士になれるか?リーガルテックと弁護士法2条をめぐる考察」ビジネス法務020年10月号、⑦石田京子「AI契約書審査サービスのグレーゾーン問題について」ビジネス法務023年1月号、⑧山本俊ほか「グレーゾーン解消制度と弁護士法2条をひも解く」ビジネス法務022年11月号、⑨樋笠知恵「医療におけるAIと法的問題」千葉商大論叢58巻2号、⑩穴戸常寿ほか「AIと社会と法」(有斐閣、2020年)、⑪須賀千鶴＝角田篤泰＝八木田樹＝藤原総一郎「座談会 法制事務デジタル化の先にある社会、リーガルテック実務の将来像」NBL1226号、⑫竹前栄治＝中村隆英監修「GHQ日本占領史(第14巻)法制・司法制度の改革」(日本図書センター、1996年)、⑬渡部友一郎「基礎からわかるリーガルテック1～」月刊登記情報62巻3号～(2022年)[連載中]、同「グレーゾーン・ドライブ: ルールメイキングに関する実務的考察」ビジネス法務021年12月号、⑭久保光太郎「世界のリーガルテック最新事情」ビジネス法務023年1月号、⑮松尾豊「ファウンデーションモデルの訪れ」ビジネス法務022年12月号、⑯David Freeman Engstrom＝Lucy Ricca＝Graham Ambrose＝Maddie Walsh「[Legal Innovation After Reform](#)」(2022年)に加えて、⑰東京大学先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム講演に掲載した各文献(例えば、⑰: 座談会「リーガルテックとこれからの法務組織・企業・社会(上・下)」NBL1185号、⑱: 鈴木卓＝門永真紀「CLOC Japan Shared Interest Groupの組成」NBL1200号、⑲: 五味和泰「リーガルテックと非弁行為、グレーゾーン解消制度の利用」パテント2巻2号、⑳: 鈴木卓＝斎藤国雄＝吹野加奈「リーガルオペレーションズ」日本組織内弁護士協会編『組織内弁護士の実務と研究』2021、日本評論社)、㉑: 角田望「契約締結後のリスク管理と法務部門」NBL1203号、㉒: 英国弁護士会「[AI: Artificial intelligence and the legal profession](#)」、㉓: Singapore Academy of Law「[Legal Technology VISION](#)」、㉔: シンガポール法務省「[Legal industry technology and innovation roadmap report](#)」、㉕: 英国弁護士会「[Images of the future worlds facing the legal profession](#)」)、㉖渡部友一郎＝角田龍哉＝玉虫香里「弁護士法第2条とリーガルテックの規制デザイン(上/下)」(ビジネス法務23年2/3月号掲載予定)。リーガルリスクマネジメントに関して、㉗渡部友一郎＝岩間郁乃＝染谷隆明「国際規格SO31022誕生と経営法務の展望」ジュリスト4550号、㉘渡部友一郎＝玉虫香里＝福島惇央「法令解釈が未確立の場合におけるリスクテイクと取締役責任—無過失の評価根拠事実としてのSO31022の運用」国際商事法務49巻5号、㉙渡部友一郎「新しい国際規格SO31022(リーガルリスクマネジメント)の解説」自由と正義2巻5号、㉚穴戸常＝稲谷龍彦＝白坂成功＝羽深宏樹＝水野祐＝渡部友一郎「アジャイル・ガバナンスを担う企業の役割」NBL1209号、㉛渡部友一郎＝宮川賢司「アジャイル・ガバナンスDX—企業の2つの役割」会社法務A2Z 2022年1月号ほか: ルール形成に関して、㉜高橋治＝渡部友一郎＝矢野敏樹「法政策における組織内弁護士の役割と展望—電子署名法改正提言を事例として」日本組織内弁護士協会編『組織内弁護士の実務と研究』、㉝渡部友一郎「ゴールベース規制時代における法務部・組織内弁護士のマインドセットとは」ビジネス法務巻3号、㉞石原遥平編『シェアリングエコノミーの法規制と実務』(青林書院、2022)[第8章新たなルールメイキングの潮流(渡部友一郎)]など(本発表にご示唆をいただいた先生方に感謝を申し上げます。拙稿は [researchmap.jp](https://researchmap.jp) 参照)